【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	平成24年６月28日
【会社名】	株式会社エフ・シー・シー
【英訳名】	F.C.C. CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　住田 四郎
【本店の所在の場所】	静岡県浜松市北区細江町中川7000番地の36
【電話番号】	０５３（５２３）２４００（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役事業管理統括　中谷 賢史
【最寄りの連絡場所】	静岡県浜松市北区細江町中川7000番地の36
【電話番号】	０５３（５２３）２４００（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役事業管理統括　中谷 賢史
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町２番１号）

1【提出理由】

平成24年６月25日開催の当社第82回定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の５第４項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第９号の２の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成24年６月25日

(2) 当該決議事項の内容

第１号議案 剰余金の処分の件

１．期末配当に関する事項

イ 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式１株につき金16円

配当総額　803,023,552円

ロ 剰余金の配当が効力を生じる日

平成24年６月26日

２．その他の剰余金の処分に関する事項

イ 増加する剰余金の項目とその額

別途積立金　　2,500,000,000円

ロ 減少する剰余金の項目とその額

繰越利益剰余金　　2,500,000,000円

第２号議案 取締役12名選任の件

取締役として、山本佳英、住田四郎、松田年真、斎藤善敬、磯部佳伸、糸永和広、鈴木一人、武田共和、松本隆次郎、向山敦浩及び中谷賢史の11氏を選任する。

（注）平成24年６月９日に取締役候補者の木村光雅氏が急逝したため、平成24年６月11日開催の当社取締役会において、議案の一部を撤回し、同氏を取締役候補者から除くことを決議しております。

第３号議案 監査役２名選任の件

監査役として、深津克好及び佐藤雅秀の両氏を選任する。

第４号議案 補欠監査役１名選任の件

補欠監査役として、田畑隆久氏を選任する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果 （賛成の割合）
第１号議案	426,371	8,959	0	（注）１	（注）４ 可決（94.9%）
第２号議案				（注）２	（注）３（注）４
山本 佳英	423,914	11,412	0		可決（94.4%）
住田 四郎	426,804	8,522	0		可決（95.0%）
松田 年真	430,415	4,911	0		可決（95.8%）
斎藤 善敬	430,375	4,951	0		可決（95.8%）
磯部 佳伸	430,414	4,912	0		可決（95.8%）
糸永 和広	430,416	4,910	0		可決（95.8%）
鈴木 一人	430,421	4,905	0		可決（95.8%）
武田 共和	430,410	4,916	0		可決（95.8%）
松本 隆次郎	430,406	4,920	0		可決 （95.8%）
向山 敦浩	430,414	4,912	0		可決（95.8%）
中谷 賢史	430,414	4,912	0		可決（95.8%）
第３号議案				（注）２	（注）４
深津 克好	432,101	3,229	0		可決（96.2%）
佐藤 雅秀	434,366	964	0		可決（96.7%）
第４号議案	434,366	964	0	（注）２	（注）４ 可決（96.7%）

（注）１．第１号議案の可決要件は、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。

２．第２号議案、第３号議案及び第４号議案の可決要件は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

３．第２号議案につきましては、取締役候補者木村光雅氏が平成24年６月９日に急逝したため、平成24年６月11日開催の当社取締役会において、議案の一部を撤回し、同氏を取締役候補者から除くことを決議しており、同氏に対する議決権数は集計しておりません。

４．賛成の割合の計算方法は次のとおりであります。
本株主総会に出席した株主の議決権の数（本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席のすべての株主分）に対する事前行使分及び当日出席の株主のうち、各議案の賛否に関して賛成が確認できた議決権の数の割合であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以 上